

◎千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表（抄）

○千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成23年千葉県公安委員会規則第7号）

改 正 後	改 正 前
（重大な不正行為） 第12条 条例第9条第1項の公安委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。 （1） 法第49条（第2号を除く。）、<u>法第50条（第5号を除く。）</u>、<u>法第51条第1項第4号</u>（法第22条第1項第5号に係る部分に限る。）若しくは第5号（法第28条第12項第4号（この規定を法第31条の3第2項の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、<u>法第53条第1号</u>（法第22条第1項第1号若しくは第2号又は法第28条第12項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第31条の3第2項の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第5号（法第27条第1項又は法第31条の2第1項に係る部分に限る。）又は<u>法第54条第1号</u>若しくは第2号（法第28条第5項（法第31条の3第1項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為 （2）～（8） （略）	（重大な不正行為） 第12条 （略） （1） 法第49条（第2号を除く。）、<u>法第50条第1項第4号</u>（法第22条第1項第5号に係る部分に限る。）若しくは第5号（法第28条第12項第4号（この規定を法第31条の3第2項の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、<u>法第52条第1号</u>（法第22条第1項第1号若しくは第2号又は法第28条第12項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第31条の3第2項の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第4号（法第27条第1項又は法第31条の2第1項に係る部分に限る。）又は<u>法第53条第1号</u>若しくは第2号（法第28条第5項（法第31条の3第1項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為 （2）～（8） （略）